

## 徳島県告示第385号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る物品等の名称及び数量

椿泊漁港荷さばき所ほか3施設で使用する再生可能エネルギー電力（PPA方式）  
調達期間における予定使用電力量の合計 6,166,960キロワットアワー

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課  
徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年5月29日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社G F  
阿南市黒津地町山下5番地1

5 契約金額

(1) 基本料金 設定しない。

(2) 太陽光発電電力使用単価（1キロワットアワー当たり）

ア 徳島県立椿泊漁港荷さばき所 23円56銭

イ 徳島県立徳島科学技術高等学校 20円7銭

ウ 徳島県立鳴門渦潮高等学校 20円7銭

エ 徳島県立板野支援学校 20円7銭

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号